

朝起きてすぐ人工知能（AI）アシスタントに語りかけ、天気予報をチェックしニュースで気になるキーワードを検索。職場ではビジネスチャットを送受信し、帰宅後はSNS（交流サイト）更新とオンラインショッピング。寝る前にゆったりスマートフォンでゲーム。インターネットを介したサービスは、私たちの日常に欠かせません。これらのサービスの多くは、集積したデータを処理・活用するデジタルプラットフォームが提供します。中でも「GAF A」と呼ばれるグーグル、アマゾン・ドット・コム、フェイスブック、アップルは、グローバル規模で活動範囲を広げ続けています。

2020年9月時点で、

GAF A隆盛と高まる懸念

GAF Aの株式時価総額は5兆円を超えました。これは、日本の名目国内総生産（GDP）とほぼ等しい規模で、新型コロナウイルス感染症の影響も受けなかったようです。むしろ、デジタル経済の基盤となるIT（情報技術）機器やクラウドサービスなどの利用増加で、20年10〜12月期決算では、GAF Aのいずれもが売上高、純利益ともに過去最高を更新しました。

GAF Aのサービスは消費者から支持されていますが、潮目は変わりつつあります。GAF Aが提供するサービスは多くの場合、1社か2社の企業が市場を支配し、彼らが取引ルールを設定することにより、自由で多様な経済活動が制約されるようにもなりました。

消費者の選択肢は、不当に狭められているのかもしれない。GAF Aが収集している私たちに由来するデータの利用についても、懸念の声が高まっています。

独占禁止法（米国では反トラスト法）は19世紀後半、鉄道問題に端を発した独占反対の機運を背景に米国で制定されました。当時の砂糖・石油・鉄鋼の独占者から現在のGAF Aに至るまで、米国は独占に起因する問題と向き合ってきました。この連載では、わが国独占禁止法の母国である米国での動向も踏まえながら、デジタル時代の競争について考えます。

いばた・ようへい 神戸大学博士（法学）。専門は経済法、競争政策。